

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における
指導・支援の在り方等に関する有識者会議運営規則

令和3年7月12日

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する
学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議

(趣旨)

第1条 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

(座長)

第2条 座長は、会議の議長となり、議事を運営する。

2 座長がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、会議に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開して行う。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合には、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議資料の公開)

第4条 会議資料は原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合には、会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第5条 座長は、会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合には、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省初等中等教育局教育課程課（以下「事務局」という。）の定める手続きにより登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続きによって申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- 4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
- 5 座長は、登録傍聴人が、第2項の規定による許可を受けず、若しくは第3項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、又は録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この規則は、決定の日から施行する。